

# 公 告

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦



下記により入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

## 記

### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 発動発電機等の借上
- (2) 履 行 場 所 航空自衛隊下甕島分屯基地
- (3) 借 上 期 間 令和7年10月11日～令和8年2月4日
- (4) 契 約 方 法 確定契約

2 入札日時 令和7年7月3日(木) 9時30分

3 入札方式 一般競争入札

4 入札場所 航空自衛隊新田原基地司令部庁舎1F入札室

### 5 参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の資格審査結果通知書(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。
- (3) 防衛省 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし真にやむを得ない事由を防衛省 防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 保証金 入札保証金:免除、契約保証金:免除

8 契約書等作成の必要の有無 有

9 説明会 なし

10 契約条項を示す場所 航空自衛隊新田原基地会計隊契約班及び新田原基地ホームページ

11 適用する契約条項 航空自衛隊標準契約(請書)条項の借上契約(請書)条項及び役務供給契約(請書)条項並びに適用契約条項の関係条項による。

### 12 その他

- (1) 第5項の参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5に相当する金額を徴収することとする。
- (3) 入札参加希望者は、下記連絡先まで一報の上、入札開始前までに資格審査結果通知書の写しを会計隊契約班に提出すること。(FAX可とする。)
- (4) 入札に代理人が参加する場合は、委任状(随意様式)を提出すること。
- (5) 郵便入札を可とする。その際は、入札日前日必着(土日祝日を除く。)とする。
- (6) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。

〒889-1492 宮崎県児湯郡新富町大字新田19581

航空自衛隊新田原基地 第5航空団会計隊契約班 担当: 片野坂

TEL 0983-35-1121(内線)5735 FAX 0983-35-1805(直通)

# 入札書

令和 7 年 7 月 3 日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

¥

住所

(消費税別)

氏名

貴通知・公告に対し、入札及び契約心得・契約条項等承知の上、上記のとおり提出します。

内 訳

借上期間：7.10.11～8.2.4

履行場所：航空自衛隊下飯島分屯基地

品名(件名)	規 格	単 位	数量	単 価	金 額	備 考
発動発電機等の借上	仕様書のとおり	式	1			貸出期限7.10.10 引取期限8.2.28
内訳						
借上費		式	1			
諸経費	試験・運搬・設置撤去・各種申請・書類作成 他諸経費等	式	1			
	以下余白					
合 計						

# 委任状

令和7年7月3日

契約担当官  
航空自衛隊第5航空団  
会計隊長 越智 靖彦 殿

(委任者)  
住 所  
会 社 名  
代 表 者

私は、下記の者を代理人と定め、下記件名の入札に関する一切の権限を委任します。

- 1 件名 発動発電機等の借上
- 2 履行場所 航空自衛隊下甕島分屯基地

(代理人)  
住 所  
氏 名

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	下甕島LPS-R00040
品名 又は 件名	発動発電機等の借上	承認	令和7年 6月 2日
		作成	令和7年 4月 7日
		改正	令和 年 月 日
		作成部隊名	第9警戒隊

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊下甕島分屯基地に設置する仮設発電機等の借上等（以下“役務”という。）について適用する。

### 1.2 履行場所

航空自衛隊下甕島分屯基地（別図第1）

### 1.3 借上期間

令和7年10月11日～令和8年 2月 4日

### 1.4 役務内容

発動発電機等の更新に伴う、仮設発動発電機等の借上を実施する。

### 1.5 引用文書

本役務は、本仕様書によるほか、次の関係法令等の許可を有している契約相手方が履行するものとする。

- a) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- b) 消防法（昭和23年法律第186号）
- c) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- d) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」
- e) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務報告書作成の手引」
- f) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」
- g) 公共建築工事標準仕様書（電気工事編）（国土交通省）
- h) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）
- i) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律48号）

品名又は件名	発動発電機等の借上
--------	-----------

## 2 一般事項

契約相手方は、本役務を履行するにあたっては、検査官及び監督官の指示に従わなければならない。

## 3 役務に関する要求

### 3.1 規格等

- a) 仮設発電機及びそれに係わる機器等は、設置完了日までに、契約相手方で準備、施工、設置、接続及び試運転を実施し、官側へ引き渡すものとする。
- b) 仮設発電機の電圧については、高圧三相3線式6600Vとする。
- c) 仮設発電機が低圧仕様の場合、変圧器等を使用し、高圧三相3線式6600Vまで昇圧するものとする。その際使用する変圧器は、仮設発電機の総容量（出力）を超えるものとし、契約相手方で準備、設置及び接続するものとする。
- d) 仮設発電機の容量（出力）については、1100kVA以上を3台とし、燃料タンク（内蔵型）の容量については、950リットルまでとする。また、自動並列運転機能を有するものとする。
- e) 仮設発電機に使用する燃料は軽油とし、漏洩対策（防油堤一体型または発電機用防油堤等）を施すものとする。
- f) 仮設発電機の燃料タンクとは別に、仮設燃料タンクを備え付ける場合は、官側及び管轄消防署と十分に協議し、各仮設発電機と直接接続で給油（自重）できるように施工するものとする。
- g) 商用電源の停電に伴う自動起動装置付とし、復電時は手動停止とする。
- h) 電圧確立及び遮断器投入の信号出力付とする。
- i) 仮設発電機等に避雷設備が必要が認められた場合、契約相手方により設置及び撤去するものとする。
- j) 基地内既設受配電設備に接続するために必要な高圧ケーブル及びその他必要な資材等については、契約相手方が準備、施工及び設置するものとする。また、高圧ケーブルを使用する場合は耐圧試験を実施し、合格したケーブルのみを使用し、試験成績書（任意様式）を提出するものとする。
- k) 商用電源の主幹用真空遮断器（VCB）と仮設発電機の主幹用真空遮断器（VCB）にインターロック制御を有するものとする。

### 3.2 設置場所

品名又は件名	発動発電機等の借上
--------	-----------

仮設発電機等については、契約締結後に官側と協議し、候補地2箇所のうちどちらかを選択出来るものとする。なお、選択する際は、離隔距離等を考慮し設置するものとする。(別図第2)

### 3.3 借上役務日程等(基準)

- a) 設置完了日 : 令和7年10月10日
- b) 借上期間 : 令和7年10月11日～令和8年 2月 4日
- c) 撤去完了日 : 令和8年 2月28日

### 3.4 特記事項

- a) 役務に必要な資材及び器材等は、契約相手方が準備するものとする。
- b) 仮設発電機を設置する際は、強風及び降雪等に耐え得るように設置するものとする。
- c) 受配電設備への電源ケーブル接続等の作業については、有資格者が行うものとし、感電防止及び保護対策を講ずるものとする。
- d) 仮設発電機等設備～運用局舎内受配電設備間のケーブル等の設置及び配線において、契約相手方は、運用局舎内に風雨等の進入を防止するための対策を講じなければならない。
- e) 設置完了日までに、各種動作、制御、性能の確認、不足電圧による起動及び電源切替試験を完了させ、監督官に報告するものとする。
- f) 電源切替試験実施日については、官側指定の日時に実施するものとし、操作手順及び緊急対処に関する手順を、実施日前日までに契約相手方の任意による書式にて官側に提出するものとする。
- g) 燃料については、設置時は満量とし、撤去時は空の状態を返却する。
- h) 撤去については、監督官の指示により契約相手方が仮設発電機等を撤去するものとし、発生材については、監督官の指定した搬出場所(別図第1)に搬出し、雨及び埃等が侵入しないように処置(ビニール包装等)を施すものとする。
- i) 仮設発電機の運用期間中、故障等発生時に備え、契約相手方は、可能な限り迅速な対応がとれる体制を講ずることとする。
- j) 借上期間中に排出された廃油及び廃液は、契約相手方で確実に処分するものとする。

### 3.5 発生材

品名又は件名	発動発電機等の借上
--------	-----------

発生材の処理については、契約相手方の責任において監督官の指示する場所に整理及び集積し、6.1に示す発生材調書に必要事項を記載後、監督官に提出するものとする。

### 3.6 作業時間

役務の作業実施時間については、下甕島分屯基地の日課時限（0800～1645）を基準とし、変更時、契約相手方は、速やかにその内容を監督官に申告及び所要の手続きを実施するものとする。

## 4 監督・検査

監督・検査は、契約担当官の定める監督・検査事務処理要領により実施するものとする。

## 5 秘密保全

本仕様書及び図面等は、履行目的以外で使用してはならない。また、役務終了後仕様書及び図面は監督官に返納し、役務写真については、消去するものとする。

## 6 その他の指示

### 6.1 提出書類

a) 契約相手方は、契約締結後に、役務に必要な書類を監督官の示す様式により、下表の内容を、定められた提出期限までに監督官へ提出するものとする。

提出書類	提出期限
現場代理人及び主任技術者通知書	契約締結後速やかに
工程表及び設置図面等	同上
役務完了通知及び役務完了検査願	撤去完了日（令和8年2月28日）までに
発生材調書	同上
役務写真	同上
その他必要とされる書類等	速やかに

b) 役務写真は、作業前、作業中、作業後を撮影し、アルバムに整理して監督官へ提出するものとする。

### 6.2 安全管理

a) 現場代理人は、常に作業現場の整理整頓に心掛け、風紀、衛生及び安全への管理、火災並びに盗難の事故防止に万全を期するものとする。

b) 本役務実施にあたっての入門及び基地内における行動は、交通規制及び基地規

品名又は件名	発動発電機等の借上
--------	-----------

則を厳守するものとし、作業現場以外への立入を禁止する。やむを得ず作業場所以外への立入を必要とする場合は、監督官に確認の上で行うものとする。

- c) 当分屯基地内において、降雪及び積雪が認められた場合、車両運行はスタッドレスタイヤ若しくはチェーン等を契約相手方で準備及び装着させるものとし、路面凍結時における対策を講じ、事故防止に努めるものとする。

### 6.3 法令の遵守及び官公庁への手続き

- a) 契約相手方は、役務の履行に当たり、役務に関する諸規則を遵守し、役務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運営の手続きについて、契約相手方の負担と責任において行わなければならない。
- b) 役務履行のため必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、原則として契約相手方において迅速に処理し、これらの手続きに要する費用は、全て契約相手方の負担とする。又、関係官公庁その他に対する交渉を要する場合若しくは交渉を受けた場合は、遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

### 6.4 疑義

本仕様書及びその他契約の履行について疑義が生じた場合は、速やかに契約担当官に通知し、協議するものとする。

### 6.5 養生

契約相手方は、履行場所内（別図第1）について、以下の内容を適切な方法で養生するものとする。

- a) 未使用の機械及び材料
- b) 履行済の部分
- c) 在来部分
- d) 汚染又は損傷の恐れがあるもの

### 6.6 清掃及び後片付け

契約相手方は役務の完了に際し、当該役務に関する部分の清掃及び後片付けを行わなければならない。

### 6.7 他の構造物及びその他に対する注意

契約相手方は、履行中、他の構造物及びその他に損傷を与えないように十分注意して履行するものとし、損傷させた場合は速やかに監督官に報告するとともに、契約相手方の負担において、必要な処置を取り完全に復旧するものとする。

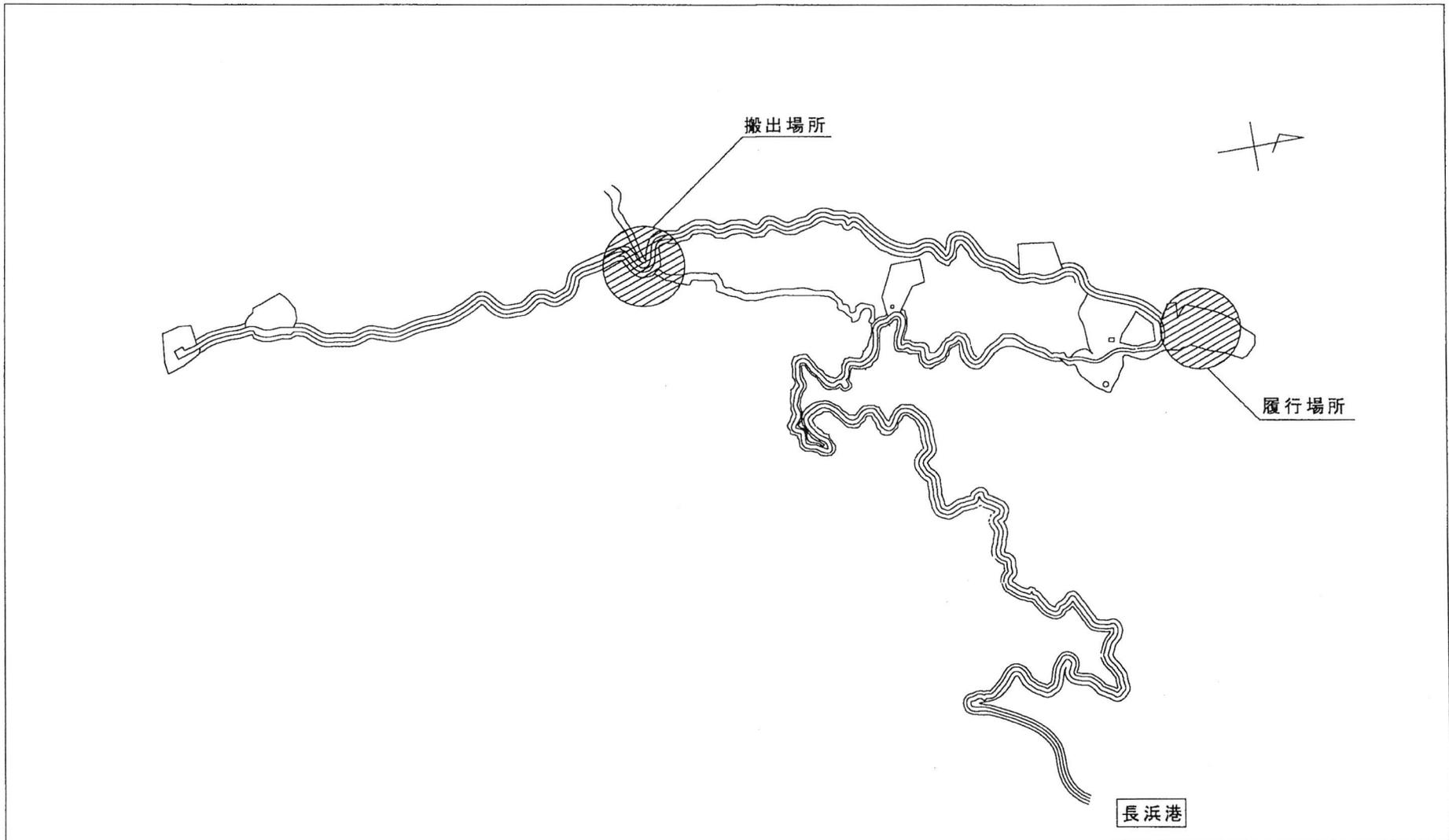
品名又は件名	発動発電機等の借上
--------	-----------

#### 6.8 軽微な変更

契約相手方は、役務の履行に際し、軽微な変更が生じる場合、その内容を監督官と協議し、監督官の指示に従わなければならない。この場合、変更内容は契約金額及び履行期間に変更の無いものとする。

#### 6.9 その他必要な事項

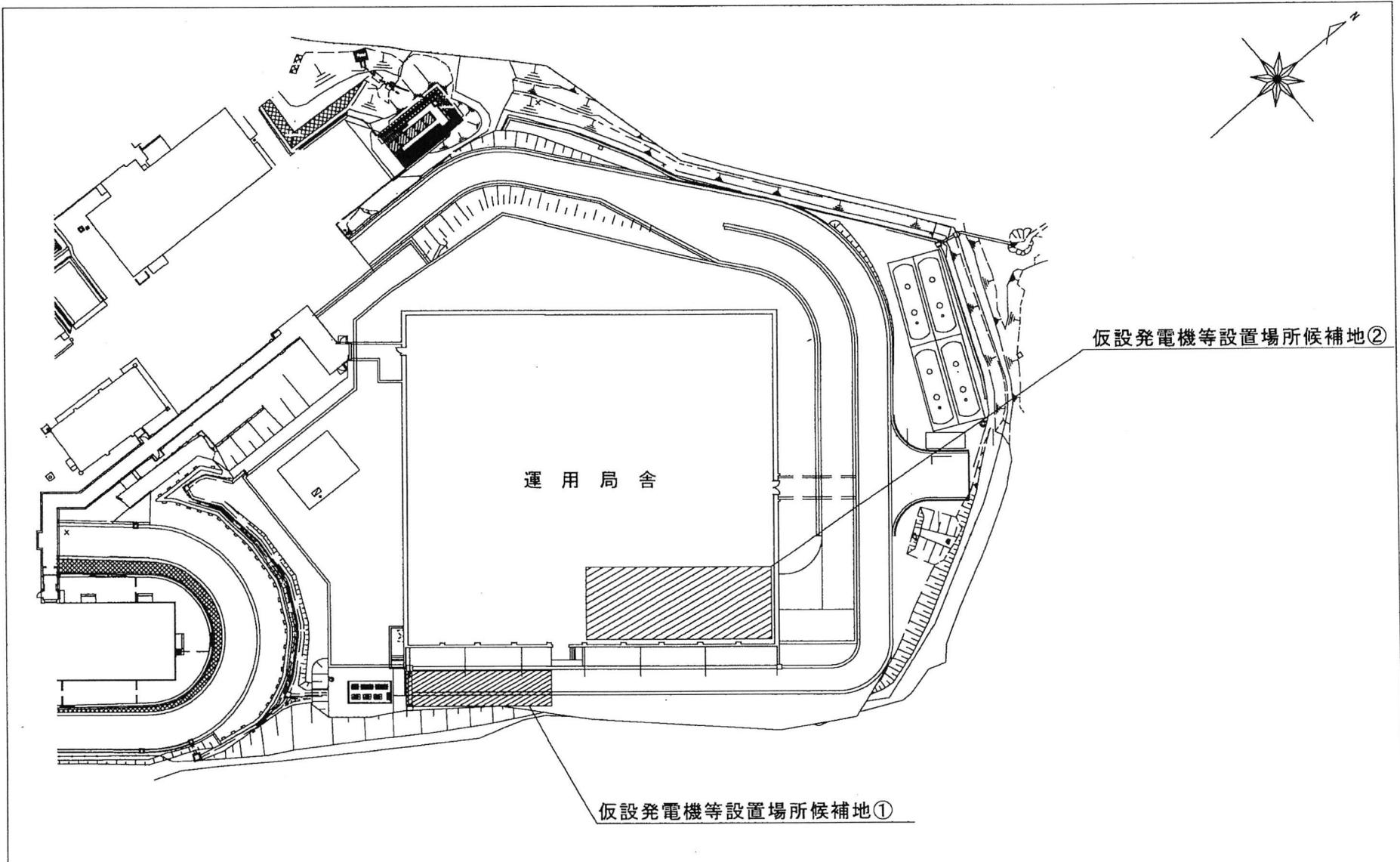
- a) 有資格者が必要な作業は、確実に有資格保有者に作業させるものとする。
- b) 本役務の履行は、本仕様書によるほか、関係法規類及び分屯基地諸規則の定めるところに従い、遺漏なく実施するものとする。
- c) 役務の着手及び履行に当たっては監督官とよく調整し、連絡不十分等による役務の誤り及び遅滞などを避けなければならない。
- d) 災害及び不測事態等の発生又は、部隊運用に伴い、役務の継続が困難な状況になった場合は官側の指示に従わなければならない。



※許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。

長浜港

件名	発動発電機等の借上
図面名	案内図及び履行場所
縮尺	N/S
航空自衛隊下甕島分屯基地	



件名	発動発電機等の借上
図面名	配置図
縮尺	N/S
航空自衛隊下飯島分屯基地	

※許可なく関係者以外に図面を貸出、複製及び回覧をさせてはならない。



